

- 一 大概を平定も懸望不致ゆゆ切金よお取事
 - 一 切金よお取ゆゆを證文を町奉行より請取事
 - 一 切金を評定ありて捌事
 - 一 評定ありてを以下に金よ不請取事
- 右ゆりの事記置

一 殿文字事

御老申方より
 大納言 中納言 宰相 少将 百石以上 御目見以上 子村
 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿
 上より
 尾花大納言以上 中納言 宰相 加賀守 御目見以上
 殿 殿 殿 殿 殿

雜記の事

文化五年 柳原 十一年 仕一 生國三列 田原領の者世一
 に渠武格年いそ同玉堀義那の漢通 不用何りて以用事
 早里を先きの者首 隆里乃序に若き時伊勢浦より
 江戸大廻り 船以りて 或時噴風と見えしを浦より
 十二人乗船と出りしれ 遠君 離の中 船も思ふにあり
 俄に西風強く 沖の舟一吹散と見えし 舟も思ふにあり
 とさしてり事 夫のころ 又大洋の舟の 隆地百里餘
 隔れを沖へ 境より 舟も思ふにあり 強風吹散の事なれ
 ち後より 帆柱も折れ 連も叶ふ事と 觀念はし 津邊に